

●香川県告示第214号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成29年7月25日から同年8月8日まで本島漁業協同組合において縦覧に供する。

平成29年7月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 発起人の住所及び氏名

丸亀市本島町福田396番地 松成 茂

丸亀市広島町江ノ浦313番地8 竹田 敏

丸亀市広島町小手島2483番地9 藤井 広康

2 加入区の名称

本島加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

本島漁業協同組合